

今泉中学校PTA規約

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、今泉中学校PTAと称し、事務局を今泉中学校に置く。
所在地 神奈川県海老名市上今泉1840番地

第2章 目的及び活動

第2条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

1. よい保護者、よい教職員になるよう努める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって生徒の生活を指導する。
3. 生徒の生活環境をよくする。

第3章 方針

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関に協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行なわない。
3. この会、又は、この会の役員の名で公私の選挙候補者を推薦しない。
4. 学校の人事、その他運営には干渉しない。

第4章 会員

第5条 1. この会の会員は、今泉中学校に在籍する生徒の保護者、教職員をもって構成し、自由意思で入会し、また退会することができる。
2. この会への入会希望者は入会届を提出することによって入会することができる。
また、退会希望者は退会届を提出することによって退会することができる。ただし、生徒の卒業や転校又は教職員の勤務校の異動や退職により、会員資格を失うものは、退会届の提出はこの限りではない。

第6条 この会の会員は会費を納めるものとする。
会費については細則で定める。

第7条 会員は全て平等の権利と義務を有する。

第8条 この会は、海老名市、神奈川県、日本PTA連絡協議会の会員となる。

第5章 経理

第9条 この会の活動に関する経費は会費、寄附金及びその他の収入によって支弁する。

第10条 この会の経理は総会において議決された予算にもとづいて行う。

第11条 この会の決算は会計監査を経て総会において承認を得なければならない。

第12条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6章 組織

第13条 この会の組織は次の通りとする。

1. 役員
2. 会計監査委員
3. 運営委員
4. 臨時委員

第14条 この会の議決機関は次の通りとする。

1. 総会
2. 運営委員会

第7章 総会

第15条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第16条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は年1回開催するものとし、年度の始めに開催し、書面により議決権を行使するものとする。但し、役員が必要と認める場合はこの限りではない。
2. 臨時総会は運営委員が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上の要求があったとき開催する。

第17条 総会の定数は、会員の5分の1以上とし、書面の提出があった場合に成立する。但し、総会が集合開催となった場合の出席会員数の確認にあたっては委任状の提出をもって出席とみなす。

第18条 総会の議事は、書面の提出者の過半数（又は集合開催の場合は出席者の過半数）をもって決し、賛否同数の場合は会長が決する。

第8章 役員

第19条 この会の役員は次の通りとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 書記 3名（内1名は教職員）
4. 会計 2名（内1名は教職員）

第20条 役員は相互に意見を交換し、この会の運営、活動の基本を検討する。

第21条 役員は他の役員及び会計監査委員を含むいかなる委員も兼ねることは出来ない。

第22条

1. 役員は会員中より選出され、総会の承認を得て任命される。
2. 役員の選出は年度の終了前に行なう。
3. 役員の選出方法については細則で定める。

第23条 役員の任期は1年とする。但し、同じ役員の職について再選1回は妨げない。役員は引き続いて他の役員に選出されることが出来る。

- 第24条 役員の職務は次の通りとする。
1. 会長はこの会を総括し、総会、運営委員会を召集する。
 2. 会長は役員を選出する目的で開く会合及び会計監査委員の集会を除く全ての集会に出席し意見をのべることが出来る。
 3. 会長はこの会の活動に必要なボランティア人員をいつでも募集することができる。
 4. 会長は運営委員会の承認を得て、臨時委員会の委員を委嘱する。
 5. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 6. 書記は議事ならびに重要事項を記録し、会長の指示によりこの会の庶務を行なう。
 7. 会計はこの会の一切の会計事務を処理し、会計監査を経て、総会において決算を報告する。

第 9 章　会 計 監 査 委 員

- 第25条 この会の経理を監査するために2名の会計監査委員を置く。

- 第26条 会計監査委員は会員中より選出し、総会の承認を得て決定する。

第 10 章　運 営 委 員 会

- 第27条 運営委員会の構成は次の通りとする。
役員、校長、教頭及び学校書記

- 第28条 運営委員会の任務は次の通りとする。
1. この規約に定められているものの他、各種委員会の権限以外のこの会の運営に関する案件を処理し、各種委員会の連絡調整にあたる。
 2. 総会に提出する収支決算及びその他の議案の調整ならびに議事日程の立案にあたる。
 3. その他の重要事項を審議処理する。

- 第29条 運営委員会は会長が必要と認めたとき、又は、構成委員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

- 第30条 運営委員会の議長は役員の中から互選により選出する。

- 第31条 運営委員会は構成員の3分の1以上の出席がなければ会を開き議決することが出来ない。議決は出席者の過半数とする。
但し、規約及び細則の制定、改廃等重要な議題を審議・採決する場合は4分の3以上の出席を必要とし、採否の決定は出席者の3分の2以上とする。

- 第32条 運営委員会は審議事項に関する意見を聞くために、構成委員以外の会員の出席を求めることが出来る。

第 11 章　臨 時 委 員 会

- 第33条 特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を設けることが出来る。

- 第34条 臨時委員会について必要な事項は、細則で定める。

第 12 章　表 彰 及 び 慶弔

第35条 会員又はこの会に関係あるものの慶弔、その他の事項に際して慶弔の意を表わすことが出来る。慶弔規定は細則で定める。

第13章 事業年度

第36条 この会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14章 細則

第37条 この会の運営に関し必要な細則はこの規約に反しない限り、運営委員会において制定又は改廃することが出来る。

第38条 運営委員会において制定又は改廃した細則は、次期定期総会または臨時総会において報告を得なければならない。

第15章 改正

第39条 この規約の改正は運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上の要求があつたときに総会に提案するものとする。

第40条 この規約は総会において議決権行使の提出者又は出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することが出来ない。

第16章 個人情報の取り扱い

第41条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

付 則 本規約は昭和59年5月12日制定
本規約は平成 6年4月30日改正
本規約は平成18年4月27日改正
本規約は平成19年4月26日改正
本規約は平成20年4月24日改正
本規約は平成22年4月28日改正
本規約は平成31年4月19日改正
本規約は令和 2年6月17日改正
本規約は令和 5年4月21日改正
本規約は令和 5年11月25日改正

今泉中学校PTA細則

第1章 会 費

- 第1条 会費は1会員（1世帯）につき年間会費2,500円とする。
- 第2条 会費の徴収は、銀行引き落としとする。
- 第3条 会費は原則として年間会費を6月に一括納入する。
- 第4条 年度中途の転入、転出による会費の徴収は1か月を単位として月額210円で計算する。
- 第5条 中途転入者の会費は転入した月分から、ただし学校が休業中の転入者については、転入の翌月分から、また中途転出者の会費は転出の月まで徴収するものとする。

第2章 役 員

- 第6条 役員の中、書記及び会計の各1名は教職員から選出する。
- 第7条 本校PTA本部の役職数は原則6名となっている。特に必要な場合に限り、会長を除き、役員の増員をすることができる。また増員した本部役員の役職の委託を会長に委ねる。

第3章 臨時委員会

- 第8条 臨時委員会として次の委員会を置く。
1. 予算委員会
 2. 周年記念行事など、特別な事項につき運営委員会が必要と認めた委員会
- 第9条 予算委員会の任務及び構成は次の通りとする。
1. PTAの次年度の収支予算案を審議する。
 2. 予算委員会の審議を経た収支予算案は、年度始めの総会に提出され、総会の承認を得なければならない。
 3. 予算委員会の構成は次の通りとする。
新年度の役員候補者、旧年度の役員、及び校長、教頭、学校書記とする。
 4. 予算委員会の開催は年度の終了前に行なうように努める。

第4章 慶弔規程

- 第10条 この会の会員又はこの会に関係あるものの慶事及び弔事に対し、本規程により慶弔の意を表す。
1. 本会員又は在校生が亡くなったとき
 2. 本会員の住居が火災により被害を受けたとき
 3. その他、必要に応じ検討する。

第5章 改 正

- 第11条 この細則は運営委員の4分の3以上が出席した運営委員会で、3分の2以上の賛成がなければ改正することが出来ない。

付 則 本細則は昭和59年5月12日制定
本細則を平成6年4月30日改正
本細則を平成8年4月26日改正
本細則を平成14年4月25日改正
本細則を平成15年4月28日改正
本細則を平成18年4月27日改正
本細則を平成19年4月26日改正
本細則を平成22年4月28日改正
本細則を平成25年4月25日改正
本細則を平成28年4月22日改正
本細則を令和元年8月31日改正
本細則を令和3年4月23日改正
本細則を令和5年4月21日改正
本細則を令和5年11月25日改正